

緊急消防援助隊

【緊急消防援助隊】

- ・阪神淡路大震災の教訓を踏まえ、平成7年6月に発足。
- ・被災地の市長村長が県知事を通して消防庁長官に要請する。
- ・総務大臣が編成および施設の整備等に係る基本的事項に関する計画を策定する。
- ・応援出動した消防機関の職員は応援を受けた市町村の長の指揮下の下に行動する。

【消防庁長官の指示要請】

- ・消防庁長官は地震・台風・水火災等の非常事態が発生した市町村の属する都道府県の知事から要請があり、かつ必要と認める時は、被災地以外の都道府県知事に対し、被災地の市町村へ応援を指示要請することができる。
- ・消防庁長官は被災地の都道府県知事の要請を待ついとまがない場合に、要請を待たないで、被災地以外の都道府県知事に対し、被災地の市町村の応援を指示要請することができる
- ・消防庁長官は特に緊急を要し、広域的に応援措置を求める必要がある場合には、直接市町村長に応援を指示要請することができる。

【都道府県知事の指示要請】

- ・都道府県知事は当該都道府県内に非常事態が発生した場合、管内の市町村長・消防長・水防管理者に対し、応援を指示要請することができる。
- ・都道府県知事は消防庁長官から被災した他の都道府県の市町村の消防の応援を指示要請され、かつ必要と認める時は、管内の市町村長に対し、応援を指示要請することができる。
- ・大規模地震対策特別措置法の警戒宣言の場合にも準用する。
- ・都道府県知事は当該都道府県内に災害発生市町村が2以上ある場合、緊急消防援助隊が消防の応援等のため出動したときは消防応援活動調整本部を設置する。

【活動に要する経費の国庫負担】

- ・活動にかかる費用は国が負担する
- ①隊員の特殊勤務手当・時間外勤務手当・管理職員特別勤務手当・夜間勤務手当・休日勤務手当
 - ②旅費(鉄道賃・航空賃等・日当・宿泊費・食卓料)
 - ③緊急消防援助隊の施設(消防用自動車・ヘリコプター・消防艇・資機材等)に係る修繕料および役務費
 - ④施設が滅失した場合の代替品の購入費
 - ⑤燃料費
 - ⑥消耗品費
 - ⑦賃借料
 - ⑧その他の物件費